

令和4年度給与支払報告書の提出について

質問 給与支払報告書の作成・提出の際に、国税庁が作成している「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引き」に記載のある内容以外に、特に気を付けることはありますか？

回答 次の点にご留意ください。

- 令和4年度分の横浜市へのご提出は、なるべく**令和4年1月20日(木)まで**にさせていただきますよう、ご協力をお願いします(法令上の提出期限は令和4年1月31日)。
- 令和3年1月提出分から、横浜市への**給与支払報告書(総括表・個人別明細書)の提出は、各報告書につき1枚目のみを提出**してください(2枚目の提出は不要です)。
- ホチキスは絶対に使用せず**、クリップ又は輪ゴムを使用してください。
- なるべく**電子申告(eLTAX)にて給与支払報告書を提出**してください。**eLTAXにて提出される場合**、提出先市区町村コードは、各区のコードではなく、**横浜市のコード「141003」**を使用してください。
- 確定申告をされる方や年末調整が不要の方の分も、給与支払報告書の提出は必要です。**
- 住民税の徴収について、**普通徴収は「神奈川県統一基準」を満たす場合のみ認められます**。「普通徴収切替理由書」の普A～普Fのいずれかに該当する場合は、給与支払報告書個人別明細書の摘要欄へ、該当する符号を記入してください。また、給与支払報告書と併せて「普通徴収切替理由書」等の提出が必要となります(電子申告(eLTAX)の場合は不要)。
- 横浜市では総括表の「納入書の送付」欄の記載内容にかかわらず、これまでのご納入の方法に合わせて納付書の送付を決定しています。
- その他の注意点については、**横浜市ホームページに「給与支払報告書の提出等について」(PDF)を掲載**していますので、そちらもご確認ください。

》》「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引き」に記載されていますが、重ねてのお願いです。《《

用紙は必ず**令和4年度用の様式**を使用してください。

給与支払報告書のカナ氏名、住所、生年月日は必ず記載してください。

令和2年に税務署に提出した「給与所得の源泉徴収票」が100枚以上の場合、給与支払報告書について、eLTAX(エルタックス)又は光ディスクにより提出することが法令上義務付けられています。なお、義務化の対象でない事業者の皆様もeLTAX(エルタックス)による提出にご協力をお願いします。※eLTAXのご利用方法や、システムの仕組みなどの詳細については、eLTAXのホームページをご覧ください。

(エルタックス)の利用全般に関するお問い合わせ先・・・eLTAX ヘルプデスク

○ホームページ: <https://www.eltax.lta.go.jp/>

エルタックス

検索

【提出先・問合せ先】

横浜市特別徴収センター(財政局法人課税課)

〒231-8314 横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル 5階 電話 045(671)4471

受付時間: 8時45分～17時15分(土・日・祝日・年末年始を除く)

横浜市 特別徴収

検索

◎**地方税共通納税システム**

地方税共通納税システムは、eLTAXを使用した電子納税の仕組みです。全ての都道府県、市区町村へ自宅や職場のパソコンから電子納税を行うことができます。さらに、複数の地方公共団体に対して、一括での納付・納入が可能となっています。詳細はeLTAXホームページをご覧ください。

エルタックス

検索